宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　宇都宮市上下水道局が交付する雨水貯留施設等設置費補助金（以下「補助金」という。）については，宇都宮市補助金等交付規則（昭和４１年規則第２２号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は，雨水貯留施設，雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装（以下「雨水貯留施設等」という。）を設置する者に対し，当該施設の設置に要した経費の一部を補助することにより，雨水の流出を抑制するとともに，雨水の有効利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　雨水貯留施設　雨水を貯留して一時的に雨水の流出を抑制する施設をいう。

⑵　雨水浸透施設　浸透孔を有する雨水浸透ます若しくは浸透トレンチ及びその周囲の充てん材から構成される構造物又は同等以上の機能を有する製品で，ます等から雨水を地下に浸透させる施設をいう。

⑶　浄化槽転用槽施設　公共下水道への接続により廃止する浄化槽を雨水の貯留施設に転用して,雨水を公共下水道又は水路等へ放流するのを一時的に抑制する施設をいう。

⑷　透水性アスファルト舗装　透水性を有する材料を使用して，雨水を表層から路盤に浸透させる構造とした舗装で，宅地や駐車場等の地表に施工されるものに限る。

（雨水貯留施設等の構造等）

第４条　雨水貯留施設等の構造や施工方法は，別に定める宇都宮市上下水道局雨水貯留・浸透施設設置要領によらなければならない。

（補助金の交付対象地区）

第５条　補助金の交付対象地区は,宇都宮市の市街化区域(一部対象外の地区あり)とする。

（補助金の交付対象者）

第６条　補助金の交付対象者は，補助金の交付対象地区内における，土地若しくは建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者で，当該住宅の敷地に雨水浸透施設又は透水性アスファルト舗装を設置若しくは浄化槽を雨水の貯留施設に転用しようとし，又は雨水貯

留施設を購入した日から１年を経過していない者とする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，交付対象者とならない。

⑴　国，地方公共団体その他これらに準ずる公的団体

⑵　市税，下水道受益者負担金，下水道使用料又は水道料金を滞納している者

⑶　都市計画法に基づく開発行為において，住宅等の敷地内に設置の指導を受けた場合

⑷　既に補助金の交付を受けた雨水貯留施設等を改造又は修理する場合

⑸　宇都宮市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等または密接関係者

⑹　前５号に掲げるもののほか，上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が不適当と認める場合

（補助金の額等）

第７条　補助金の額は，雨水貯留施設等の設置に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）の３分の２の額（１，０００円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。）とし，その額が別表区分欄に掲げる施設に応じ，それぞれ同表補助限度欄に掲げる金額を超えるときは，当該金額を限度とする。ただし，インターネットサイトや販売店のポイント制度を活用して購入した場合，ポイント利用分は補助の対象外とする。

２　補助対象基数，延長及び面積の限度は，別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は，規則第３条第１項の規定にかかわらず，補助金交付申請書を管理者の定める期日までに管理者に提出しなければならない。

２　前項の申請書には，規則第３条第２項の規定にかかわらず，次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　平面図（雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装に限る。）

⑵　標準図（雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装に限る。）

⑶　見積書（雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装に限る。）

⑷　使用製品等のカタログ

⑸　購入又は設置費用の領収書の原本又はコピー（雨水貯留施設に限る。）

⑹　その他管理者が必要と認める書類

（設置の完成）

第９条　雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装について補助金の交付申請をし，交付決定を受けた者は，雨水浸透施設，浄化槽転用槽施設又は透水性アスファルト舗装の設置が完了したときは，速やかに設置完了届に，工事写真，購入又は設置費用の領収書の原本又はコピー，その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出し，完了検査を受けなければならない。

２　前項の完了検査を受け，設置工事が適正に行われていると認められた者は，補助金の交付を受けることができる。

３　雨水貯留施設について補助金の交付申請をし，完了検査により設置工事が適正に行われていると認められ，交付決定を受けた者は，補助金の交付を受けることができる。

（維持管理）

第１０条　補助金の交付を受けた者は，定期的な点検・清掃を行うなど，雨水貯留施設等の機能維持のため，適切な維持管理に努めなければならない。雨水貯留施設等の所有者が変更となる場合は，このことについて引き継がなければならない。

２　雨水貯留施設等を設置完了後に問題が生じた場合，市はその責を負わない。

（交付を受けた者の義務）

第１１条　補助金の交付を受けた者は，次の各号を遵守しなければならない。

⑴　当該補助に係る雨水貯留施設等を，補助金交付の目的及び申請内容に反して使用しないこと。

⑵　管理者が行う雨水貯留施設等の利用や設置状況の確認等について協力すること。

（交付決定の取消し・返還）

第１２条　管理者は，補助金交付の決定をした場合において，申請者が次のいずれかに該当するときは，補助金の支払前にあっては決定の取消しを，支払後にあっては補助金の全部又は一部について返還させることができる。

⑴　交付条件に違反したとき

⑵　虚偽の申請又は不正の手段によって補助金の交付を受けたとき

⑶　その他管理者が必要と認めたとき

（免責事項）

第１３条　当該制度を利用し設置した雨水貯留施設等について，土地や建物の共有者や占有者等関係者間でトラブルが生じた場合，市はその責を負わない。

（様式）

第１４条　補助金の申請書等の様式は，別に定める。

（交付申請等の委任）

第１５条　第５条の交付対象者が雨水貯留施設等を設置しようとする場合は，補助金の交付申請，交付請求及び受領を住宅事業者等に委任することができる。この場合において，住宅事業者等は行政書士法の規定による報酬を受けることができない。

２　前項の規定により交付申請等を委任するときは，受任者は，雨水貯留施設等設置費補助金交付申請等委任状を管理者に提出しなければならない。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成１７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年１１月２日から施行する。

別表（第７条関係）

区　　分	補　　助　　限　　度
１　雨水貯留施設	・建物１棟につき２基まで ・タンク容量 １００～３００リットル未満　４０，０００円／基 ３００～５００リットル未満　６０，０００円／基 ５００リットル以上　８０，０００円／基

2　雨水浸透施設	・雨水浸透ます 土地又は建物１棟につき６基まで　３０，０００円／基 ・浸透トレンチ 土地又は建物１棟につき２４メートルまで １０，０００円／m
3　浄化槽転用槽施設	・建物１棟につき１基まで　６０，０００円／基
4　透水性アスファルト舗装	・一宅地又は一体利用している土地につき １０㎡以上３００㎡まで　９００円／㎡